平成２５年（フ）第１１０号
福岡県久留米市国分町1952番地２　サンコーポ国分502号
債務者　丸田みゆき
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１６１号
大分県別府市大字鶴見2731番地の２　馬場２組１佐藤ビル105号
債務者　原　　光明
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３５号
大分県由布市湯布院町川南1529番地
債務者　村上　英子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町24番16号　コーポサンレイ501号
債務者　久保めぐみ
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５５号
鹿児島県霧島市国分向花町４番14―301号　ロイヤルシティ奈良田
債務者　小村美也子（旧姓仁田尾）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
秋田市御野場７丁目１番13―202号
債務者　矢倉　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４号
秋田県由利本荘市中梵天23番地５　コーポスズキＣ15号室
債務者　佐藤　　稔
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第６６号
茨城県龍ケ崎市長山８丁目２番地９　マノアールドゥ大原Ａ棟102号室
債務者　佐藤オリエ
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
岐阜県可児市土田5411番地１、前住所愛知県江南市飛高町栄230番地
債務者　大西　和行
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３３号
愛媛県宇和島市宮下甲840番地４
債務者　花田　豊美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４１号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2447番地
債務者　尾﨑　文郎
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第６０号
福岡県嘉麻市大隈１番地４　嘉穂上山団地138号
債務者　梶原日出信
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３６８号
熊本市西区横手３丁目15番35号　コーポタチカワフラワーヒル402、前住所熊本市西区花園６丁目28番21号
債務者　大倉　直美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７６号
熊本県上益城郡益城町大字馬水639番地５
債務者　中村　祐太
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３７号
兵庫県伊丹市桑津１丁目２番２―810号
債務者　杉谷　　昇
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
兵庫県伊丹市桑津１丁目２番２―810号
債務者　杉谷ミサ子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係